

UBE株式会社  
人事部 健康推進センター  
情報システム部, DX推進室  
技術開発部 デジタル技術グループ

## 作業記録管理システム全体要件定義書

### 1. 労働安全衛生 3 管理の定義と産業医の職務

労働安全衛生 3 管理とは以下の 3 つを指す。産業医の総括管理は、健康管理、作業管理、作業環境管理、労働衛生教育が、事業場で適切に展開されるために必要な、労働衛生管理体制の構築、労働衛生関係諸規程の整備、年間計画の策定など、労働衛生管理の基盤整備に関わる職務を行なう。併せて、経営者層、管理者層、一般従業員などそれぞれの層が、労働衛生に関する認識と知識、技能を整えることによって、事業場における労働衛生管理の基礎を確立する。

#### 1.1. 健康管理の定義

健康管理は、健康診断、面接指導、健康測定等により労働者の健康状態を把握し、作業環境や作業との関連を検討することにより、職場要因による健康影響を最小限にとどめ、職業性疾病の未然防止を図るとともに作業関連疾患の発病や増悪を防止し、さらには生活習慣病の予防と管理を目指すことが必要である。

健康管理の具体的な進め方としては、健康診断、面接指導、健康測定等の結果に基づき、作業環境や作業方法などの改善を含む事後措置、保健指導、健康教育などによる一次予防を含めた対策を進めることが重要である。

#### 1.2. 作業管理の定義 (保護具等の使用管理)

・防じんマスク、防毒マスク、保護衣、保護手袋、耳栓などの各種労働衛生保護具の選定、使用、管理に関する助言や指導。

・保護具の労働生理的負担(例えば、防毒マスクの呼吸機能への負担)についての助言や指導。

(作業関連疾患の作業管理)

・呼吸器疾患、高血圧症、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、精神障害などの作業関連疾患の予防のための作業による身体的過負荷、精神的過負荷の解消に関する助言や指導。  
・作業による負荷の調査の実施または当該調査に関する助言や指導。

#### 1.3. 作業環境管理の定義

(化学的因子(化学物質・粉じん等)に関する情報の管理)

・事業場での化学物質の使用状況、ばく露濃度等の管理状況の把握に関する職務。  
・MSDS(Material-Safety-Data-Sheet)等により、事業場で使用する化学物質の有害性情報の収集に関する職務。  
・MSDS等の有害性情報を事業場の実状に応じて活用するための助言・指導。  
・粉じんや繊維状物質を含む成分等調査に関する職務。  
・新材料、新製品の導入時における有害性の把握と対応に関する職務。

## 2. システムの要件定義

### 2.1. システムユーザ設定

システムユーザを以下の通り設定する。

#### 2.1.1. 産業医や保健師などの労働安全管理者

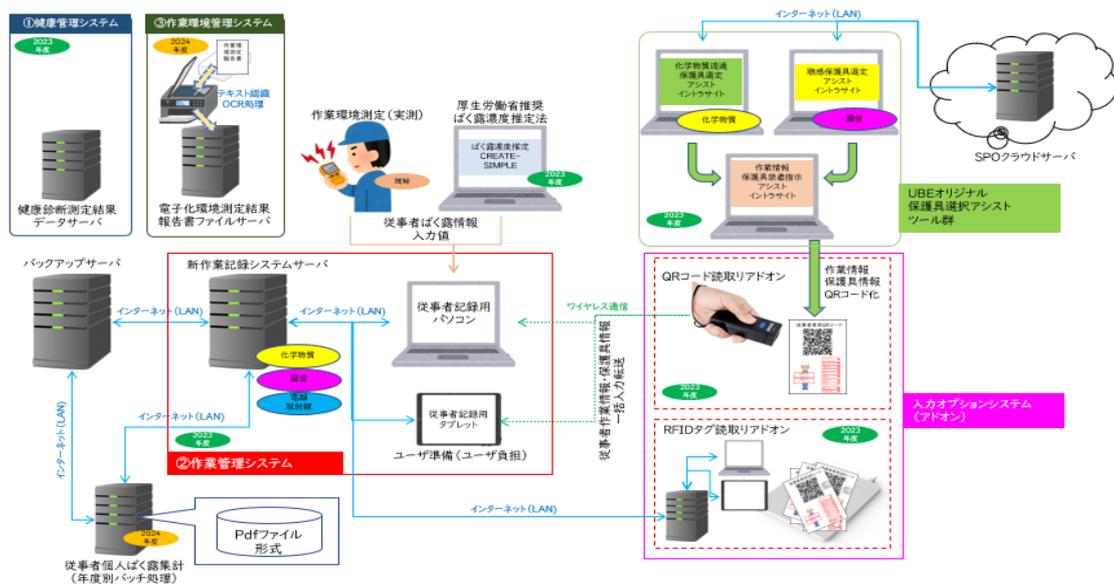


図1 作業記録管理システムの全体システム構成

UBE 株式会社ならびに UBE グループ会社の従業員の労働安全衛生に関わり、化学物質取扱従事者、騒音環境での作業従事者、電離放射線作業従事者などの特殊健康診断の対象となる業務従事者やその職制に指導、指示する立場の管理者らを対象とする。

### 2.1.2. 作業従事者やその職制

UBE 株式会社ならびに UBE グループ会社の化学物質取扱従事者、騒音環境での作業従事者、電離放射線作業従事者などの特殊健康診断の対象となる自社の業務従事者や派遣など自社の管理下で同業務を行なう協力会社の従業員らを対象とする。

### 2.1.3. 化学物質管理者、保護具着用管理責任者

2.1.2 項の作業従事者や職制に労働安全衛生向上の立場で労働安全衛生上の具体的な指示を行なう責務を負う責任者らを対象とする。

## 3. 労働安全衛生 3 管理強化対応システム全体コンセプト

### 3.1. 労働安全衛生 3 管理強化対応システム構成

労働安全衛生 3 管理システムは以下の構成で構築する。各システムの位置づけを図1に示す。

- ①健康管理システム
- ②作業管理システム
- ③作業環境管理システム

システム全体の要件設定は以下の通りとする。

- ①健康管理システムは、既存の当社システムをそのまま継続利用とする。
- ②作業管理システムは、これまでも使用していた工場向け作業管理システムを「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」や「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」の要求に準拠させ、さらに化学物質以外の騒音や電離放射線などの化学物質同様に作業管理が必要な作業を追加で記録できるようにした『新作業管理システム』を2023年度中に改修する。
- ③作業環境管理システムは、これまで紙報告書で扱ってきた環境測定結果報告書を電子データ化してファイルサーバに移転する。

入力オプションシステムは、作業記録項目増に対応して日々の記録入力負荷を下げる目的で導入する。対象者の人数が多かったり、巡回パトロール等で化学物質のばく露環境に複数回晒されたりする担当者などの作業記録の負荷低減で提供する。なお入力オプションを必ずしも使う必要はないが、利用者の判断で選択できるものとする。

UBE オリジナルの保護具選択アシストツールは、法律の要求で求められている作業に適した保護具の選定を数理モデルなどによる推定などを使用して、保護具着用管理責任者や保護具利用者に身体保護に適した保護具を選ぶ際の手助けを行なうイントラサイトで構成する。現時点では、化学物質の保護具透過時間の推定や聴覚保護具の減衰音圧自動計算を想定している。また法律で強化される化学物質の皮膚感作性保護の観点から皮膚を覆う(下着は除く)全ての身に着けるものが保護具になりうる。それらの記録も考慮すると保護具の範疇に含めるべきものが多数に及ぶが新作業管理システムでは記録として、それらも残すようにする。

従事者の作業記録は、年間の各化学物質ばく露時間の集計値を従事者個人の作業記録情報として報告書に集計し、作業記録情報として長期保存する。長期保存用に年間ばく露量他の総合集計値は pdf/A ファイル形式の報告書形式で保存し、廃業時は、特定化学物質障害予防規則の第 53 条を遵守し、所轄の労働基準監督署に提出できるようにする。

#### 4. 参考文献

1)財団法人産業医学振興財団;産業医の職務・産業医活動のためのガイドライン,(平成19年7月)